



「善力前進」ともに伸びよう 善前小 ～はずむ心 きたえる体 学ぼう創ろう「みどりの学園」～

一人ひとりの心に寄り添い、共に考えてまいります

校長 小田切 倫子

6月になりました。早いもので、1学期もう折り返しです。子どもたちが植えたアサガオやホウセンカ、ミニトマトやサツマイモなどがすくすくと生長し、子どもたちの成長と重なります。

さいたま市では、6月を「いじめ撲滅強化月間」と位置づけ、子どもたちにいじめの問題について考えさせながら、いじめが起きない学級や集団をつくる意識を高めています。

「いじめ」と聞いて、どのような行為をイメージするでしょうか？「いじめ防止対策推進法」における定義は、次のとおりです。

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

キーワードは、“心理的又は物理的な影響を与える行為”と“対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの”でしょう。「いじめ」と聞いて多くの人がイメージする暴力や暴言、物隠しなどは、明らかな「いじめ」です。でも、次のような行為はどうでしょうか。AさんとBさんの、両方の立場から考えてみてください。

Aさんは、はきはきとしていて、思ったことや感じたことをしっかり相手に伝えることができます。友達のBさんとは、何でも言い合える仲だそうです。

友達のBさんは、次の日曜日、どうやらCさんやDさんと、どこかに出かける約束をしたようですが、Aさんに誘いはありません。Aさんは、自分が無視をされているように感じています。

Bさんは、おとなしく、思ったことや感じたこともあまり言わないタイプです。友達のAさんとは、幼馴染で長い付き合いだそうです。

次の日曜日、お父さんが水族館に連れて行ってくれることになり、最近友達になったCさんやDさんを誘うことにしました。車に乗れるのが自分以外に2人までなので、Aさんは誘いませんでした。

果たして、この中に、「いじめ」はあるのでしょうか？Aさんは、Bさんに“無視”をされていると感じていますが、Bさんの立場から考えると、“無視”をしたとは言いきれません。ただ、幼馴染とはいえ、思ったことをストレートに口にする、自分とはタイプの違うAさんと、少し距離を置こうとしているのかもしれませんが、もしかすると、何でも言い合える仲だと思っているAさんの発する言葉に、Bさんが傷ついている可能性もあります。そうすると、前述の定義と照らした場合、どちらも「いじめ」と判断できます。

学校には、性格も価値観も異なるたくさんの児童が在籍しています。全く同じ行為でも、「いじめ」と感じる児童もいれば、気にしない児童もいます。もちろん、暴力や暴言などは直ちにその行為を止めさせ、安全を守らなければなりません。「いじめ」の対応において大切なのは、いじめかどうかをジャッジすることではなく、児童の発する小さなサインを見逃すことなく、状況を正しく理解し、児童一人ひとりの心に寄り添いながら、よりよい解決方法やコミュニケーションの仕方等を共に考えることだと思います。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家も、本校いじめ対策委員会の一員です。何かありましたら、ぜひご相談ください。